

「月刊社労士受験別冊 あきらめるな！今から間にあう 社労士受験お助け本 2017年版」
 正誤表・補遺について

平成29年度社会保険労務士試験は、平成29年4月14日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、平成29年2月28日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、平成29年4月14日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

(最終更新：2017年7月31日)

頁	改正箇所	改正前	改正後
p 207	⑤60歳台前半の在職老齢年金(法附則11条他)	□支給停止額(月額)の計算 表内の「47万円」の数値	表内の「47万円」の数値を全て「46万円」へ変更
p 210	⑤60歳台後半～70歳以後の在職老齢年金(法46条)	□「総報酬月額相当額+基本月額」が47万円を超える場合に支給停止 □支給停止額(月額)の計算 (総報酬月額相当額+基本月額-47万円)×1/2	□「総報酬月額相当額+基本月額」が46万円を超える場合に支給停止 □支給停止額(月額)の計算 (総報酬月額相当額+基本月額-46万円)×1/2

P232 育児介護休業法 ③介護休業の申出

法改正内容についてはテキストに反映済ですが、出題のポイントにもなりそうなところを補足いたします。

テキスト内容	補足内容
対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができる。	「3回」の介護休業は「同一の要介護状態でも可」となっています。従来は「一の要介護状態ごとに原則1回」とされていました。
対象家族について。 テキストのとおり「配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母祖父母、兄弟姉妹及び孫」	従来は、祖父母、兄弟姉妹及び孫について「同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫」という同居扶養要件がありました。この要件が撤廃されました。

<追加情報>

直前期で時間的に猶予の少ない受験生にとっては、保険料率について細かな料率まで押さえておく必要は乏しいと考えられますが、“トレンド”を踏まえておくことは一般常識対策

としても重要になります。この見地から下記の内容についてはさっと目を通しておいてください。

①労働保険料

労災保険料率には変更がありませんが、雇用保険料率のうち失業等給付の保険料率は労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下がることになりました（平成29年4月1日～平成30年3月31日）。なお、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3/1,000です。

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率		
			失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(28年度)	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

(枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

②社会保険料について

介護保険料率は全国一律引き上げられ、「1.58%」から「1.65%」に改定されました。健康保険料率については都道府県により異なるため試験対策上は料率まで押さえておく必要はないでしょう。なお、東京都の場合「9.96%」から「9.91%」に改定されていますが、健康保険料率は全国平均で10%と据え置かれています（保険料率が上がっているところもあります）。これは、協会けんぽでは、平成21年9月から都道府県ごとに保険料率を設定していますが、それまでは全国一律の保険料率だったことから、保険料率の差が急激に広がらないよう、全国平均の保険料率と各都道府県の保険料率の差を圧縮する経過措置が取られているためです。この措置は、現時点で平成31年度までに段階的に解消していくこととしており、平成29年度はより都道府県ごとの医療費の差が反映される保険料率としています。厚生年金保険料は毎年9月に見直されていますが、平成28年9月から下記のとおりとなっています。

- **厚生年金保険料率（平成28年9月1日～平成28年9月30日 適用）**
 - 一般の被保険者等 …18.182% （厚生年金基金加入員 …13.182%～15.782%）
 - 坑内員・船員の被保険者 …18.184% （厚生年金基金加入員 …13.184%～15.784%）
- **子ども・子育て拠出金率 …0.20%**
 - ※子ども・子育て拠出金については事業主が全額負担することとなります。

本書に以下の誤りがございましたので、ここに訂正させていただきますとともに深くお詫
び申し上げます。

（最終更新：2017年7月21日）

訂正頁	訂正箇所	誤	正
p 172	□特例による任意 加入被保険者の要 件 表内	日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の者	日本国内に住所を有する 65 歳以上 70 歳未満の者
p 186	□子に支給する遺 族基礎年金の年金 額 表内 子の数 2 人の場合 の加算額の欄	224,700 円×改定率×2	224,700 円×改定率